

医療費を補助する

大切な財源です (国民健康保険税)

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者がお金(国民健康保険税)を出し合って、医療費などを補助する「助け合いの制度」です。国民健康保険税は、国、県の負担金や市の繰入金とともに国民健康保険加入者の医療費を支払うための大切な財源です。

納税義務者

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主であっても、その世帯内に加入者がいる場合は、その世帯主に課税されます。

税率と課税方法

税率は20年度から変更ありません。加入している人それぞれの所得割、資産割、均等割を計算して、その世帯で合算し、平等割を加えた合計金額が世帯主に課税されます。ただし、医療分の課税額は47万円、後期高齢者支援金分の課税額は12万円、介護分の課税額は9万円が限度となります。また、医療分、後期高齢者支援金分は0歳～75歳

課税区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	所得に応じて計算	6.5%	1.5%	1.2%
資産割額	土地と家屋の固定資産税により計算	30.0%	—	—
均等割額	加入者一人について	12,000円	12,000円	12,000円
平等割額	一世帯について	20,000円	—	—
課税限度額	世帯に課税される上限の額	47万円	12万円	9万円

保険税の軽減(減額)

世帯の所得が一定額以下の世帯については、均等割、平等割を軽減します。ただし、世帯主と加入者全員が確定申告(市県民税の申告)をしていない場合

は、軽減の適用を受けることができません。

○6割軽減

世帯の所得が330,000円以下の世帯

○4割軽減

世帯の所得が330,000円＋加入者数(世帯主を除く)×245,000円以下

長寿医療制度により影響を受ける世帯の負担を緩和

○所得の少ない世帯の軽減措置

世帯員が長寿医療制度に移行することによって国保の加入者が減少しても、その世帯員も含めて軽減所得の判定を行います。世帯構成や収入が変わらなければ5年間、今までと同じに均等割、平等割が軽減(6割、4割)されます。

○世帯での平等割が軽減

国保の加入者が長寿医療制度に移行することで、国保の加入者が1人となる世帯は、5年間、平等割が半額になります。

○扶養されていた人の減免措置

社会保険や健康保険組合の加入者本人が、長寿医療制度に移

行した場合に、それまで扶養されていた人(65歳以上75歳未満)が国保に加入したときは、申請により、2年間の減免措置が受けられます。

〔減免内容〕

- ・所得割および資産割が免除になります。

- ・6割軽減世帯に該当する場合を除き、均等割が半額になります。

- ・国保の加入者が1人の世帯は平等割が半額になります。

納税通知書の送付

6月中旬に郵送します。手元に届いたら、内容を確認してください。また、特別徴収の人には、特別徴収決定通知書を郵送します。

保険税の納付方法

○普通徴収
納付書または口座振替で、6月から翌年1月まで、8回に分けて納めます。

○特別徴収
年金の支払い月に年金から直接引き落とされ、年金保険者が市に納付します。

次のすべてに該当する人が対象となります。

- ・世帯内の国保加入者全員が世帯主も含め、65歳から74歳までの世帯。
- ・特別徴収の対象となる年金

(老齢基礎年金などの年額が18万円以上で、保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えないこと。)

○その他

- ・これまで、特別徴収で納付していた人で、今年度に75歳になる人は、普通徴収へ変更となります。
- ・特別徴収対象の人でも、手続きをすれば口座振替へ変更することが出来ます。希望する人は、窓口へ問い合わせてください。

保険税(料)を重複して納める心配はありません

75歳になる年は、長寿医療制度の加入者となるため、誕生日の前月分までの分を月割で計算します。75歳になる月以降は、長寿医療制度の保険料を納めることとなりますが、それぞれ月割で計算しますので、重複することはありません。

〈問い合わせ先〉

税務課課税班

☎6215321

海上分室

☎5513113

飯岡分室

☎5713114

千潟分室

☎6811076